

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区において行政評価を実施するために必要な事項を定めることにより、次に掲げる事項を全うすることを目的とする。

- (1) 行政活動の目標をわかりやすく区民に公開し、区民との信頼関係を築く。
- (2) 行政評価の客観性の確保に努めるとともに、評価結果を改善に結びつけることにより、計画・実施・評価・改善というPDCAサイクルを確立し、簡素で効率的な行政運営を行う継続的な取組体制をつくる。
- (3) 区民の視点に立ち、成果志向の行政改革を推進する。
- (4) 職員一人ひとりの意識改革とコスト意識の徹底、政策立案能力の向上を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 施策及び事務事業（以下「施策等」という。）について、効果等を分析し、検証を行うことをいう。
- (2) 施策 政策を実現するための具体的な方策及び対策であり、「ちよだみらいプロジェクト - 千代田区第3次基本計画2015 - 」に定める施策の目標に該当するものをいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。

(行政評価の種類)

第3条 行政評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策評価 施策を対象とする評価で、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるものをいう。
 - ア 一次評価 千代田区組織規則（昭和50年千代田区規則第19条）及び千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）に定める部の部長及び担当部長並びに千代田保健所長（以下これらを「部長等」という。）による評価
 - イ 二次評価 千代田区行政評価委員会設置要綱（平成28年12月27日28千政企調発第83号）により設置された千代田区行政評価委員会による評価
- (2) 事務事業評価 事務事業を対象とする評価をいう。

(総合調整)

第4条 政策経営部長は、行政評価をより効果的に行うために必要があると認めるときは、部長等に対し、その所管する施策等について、その状況等に関する資料又は報告を求め、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(公表)

第5条 区長は、行政評価の結果を区民に公表しなければならない。

(評価結果の反映)

第6条 部長等は、行政評価の結果を踏まえて、施策等の見直しに取り組むものとする。

2 政策経営部長は、施策等の見直しに関して、部長等に対し、必要な調整、調査及び助言を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。